

平成三十一年国土交通省令第十二号

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律
（平成三十年法律第六十一号）の規定に基づき、
及び同法を実施するため、国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 有害物質一覧表の確認（第五条～第六条）
第三章 有害物質一覧表の確認の申請手続（第七条～第八条）
第四章 特定船舶の再資源化解体の実施（第九条～第十一条）
第五章 有害物質一覧表確認証書（第十二条～第十四条）
第六章 船級協会等（第十五条～第十八条）
第七章 雑則（第十九条～第四十条）
附則（用語）

く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。

2 この省令において「船舶所在地官庁」とは、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）をいう。

3 この省令において「所有者所在地官庁」とは、船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶の所有者が本邦外にある場合には関東運輸局長）をいう。

4 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）

第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

（外国船舶の総トン数）

第三条 法第二条第二項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

一 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数

二 行う再資源化解体の承認（第二十一条・第二十九条）

八条・第二十九条）

第五章 再資源化解体準備証書（第三十条～第三十八条）

第六章 船級協会等（第三十九条～第四十三条）

第一節 船級協会（第三十九条～第四十三条）

第二節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条～第四十八条）

附則

（航海の態様が特殊な船舶）

第四条 法第二条第四項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 海上保安庁の使用する船舶

二 漁業の取締りにのみ從事する船舶

（有害物質一覧表）

第二章 有害物質一覧表の確認

第一節 通則

（有害物質一覧表の確認の申請手続）

（有害物質一覧表確認証書）

（有害物質一覧表の確認）

（法第二条第三条第一項の確認を申請した者は、当該申請に係る船舶が船舶所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした船舶所在地官庁に有害物質一覧表確認引継ぎ申請書（第二号様式）を提出しなければならない。）

（法第二条第三条第一項の確認を受けようとする者は、有害物質一覧表確認申請書（第三号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。）

（添付書類）

（有害物質一覧表の確認の申請）

（法第三条第一項の確認を受けようとする者は、有害物質一覧表確認申請書（第三号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。）

（法第三条第一項の確認（同項第一号に掲げた場合に係るものに限る。以下「初回確認」という。）を受ける場合は、次の書類

一 有害物質一覧表

二 材料宣言書（第四号様式）

ハ 供給者適合宣言書（第五号様式）

一般配置図

ホ 機関室配置図

二 法第三条第一項の確認（同項第二号に掲げた場合に係るものに限る。以下「臨時確認」という。）又は更新確認を受ける場合は、次の書類

イ 有害物質一覧表確認証書

（有害物質一覧表確認証書の交付申請）

（有害物質一覧表確認証書）

第十一条 法第三十条第二項の船級協会（以下この条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単に「船級協会」という。）が有害物質一覧表についての確認を行ひ、かつ、船級の登録をした船舶（以下「確認対象船級船」という。）に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者は、有害物質一覧表確認証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

第十二条 法第三十条第二項の船級協会（以下この条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単に「船級協会」という。）が有害物質一覧表についての確認を行ひ、かつ、船級の登録をした船舶（以下「確認対象船級船」という。）に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者は、有害物質一覧表確認証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

二 有害物質一覧表確認証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて有害物質一覧表確認証書に掲げる書類（初めて有害物質一覧表確認証書に付する書類）を添付しなければならない。）

一 有害物質一覧表確認証書

二 船級協会の有害物質一覧表の確認に関する事項を記載した書類

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

（有害物質一覧表確認証書の有効期間）

第十三条 有害物質一覧表確認証書の有効期間は、交付の日から、初回確認（確認対象船級船

必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

（臨時確認）

第九条 法第三条第一項第二号の国土交通省令で定める改造又は修理は、船舶設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十九条（昭和三十八年運輸省令第三十九号）第十五条第一項に規定する改造又は修理であつて、有害物質一覧表に記載した有害物質の種類又は量の変更を伴うものとする。

（臨時確認を受けるべき場合に、更新確認を受けるときは、当該臨時確認を受けることを要しない。）

（更新確認）

第十条 更新確認は、有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了前に受けることができる。

（第三章 有害物質一覧表確認証書）

第十三条 有害物質一覧表確認証書の交付申請

（有害物質一覧表確認証書）

第十四条 法第四条第一項の規定により交付する有害物質一覧表確認証書は、第六号様式によるものとする。

（有害物質一覧表確認証書の交付申請）

第十五条 法第三十条第二項の船級協会（以下この条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単に「船級協会」という。）が有害物質一覧表についての確認を行ひ、かつ、船級の登録をした船舶（以下「確認対象船級船」という。）に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者は、有害物質一覧表確認証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

（有害物質一覧表確認証書）

二 有害物質一覧表確認証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて有害物質一覧表確認証書に付する書類）を添付しなければならない。

一 有害物質一覧表確認証書

二 船級協会の有害物質一覧表の確認に関する事項を記載した書類

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

附則

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。二〇一九年二月一日第一号モニヨ。

る。ただし、附則第一条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第二条の次に十一条を加える改正規定は、法附則第一条第三項の規定により、二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

第二条 第六条から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は附則第五条第一項の相当証書について準用する。この場合において、第六条中「有害物質一覧表確認申請書」とあるのは「相当確認申請書」、第七条の見出し及び第十二条第二項第二号中「有害物質一覧表の確認」とあるのは「相当確認」と、第七条中「有害物質一覧表確認申請書」とあるのは「相当確認申請書」とある。第八条第一項中「同項」とあるのは「法第三条第一項」と、同項第一号及び第十三条第一項中「初回確認」とあるのは「相当確認」と、第八条第一項第二号、第九条（見出しを含む。）及び第二十条中「臨時確認」とあるのは「相当臨時確認」と、第八条第一項第二号中「更新確認」とあるのは「相当確認」とある。第八条第一項第二号中「更新確認」とあるのは「相当確認」と、第十一条中「法第四条第一項」とあるのは「法附則第五条第二項」と、第十二条规定と、第十二条第一項中「法第三十条第一項の船級協会」と、第十三条第一項中「法第三十条第一項の船級協会」と、同項、第十三条及び第二十条第一項中「確認対象船級船」とあるのは「相当確認」と、第十四条第一項中「船級協会」とあるのは「相当確認船級協会」と、第十五条第一項中「有害物質一覧表確認申請書」とあるのは「相当確認申請書」とある。第八条第一項第二号中「書交付申請書」と、同条第二項第一号及び第三条第一項」とあるのは「法附則第六条第一項」。

（相当証書の有効期間の延長）

第三条 相当証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて次に掲げる事由により相当更新確認等を受けることができなかつた船舶については、船舶所在地官庁は、その有効期間を延長することができる。

一 國際航海に從事する船舶（次号の船舶を除く。）が、相當証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は相当更新確認等を受ける予定の他の港に向かって航海中となること。

二 國際航海に從事する船舶であつて航海を開始する港から最終の到達港までの距離が千海里を超えない航海に從事するものが、相当証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

第三号様式中「有害物質一覧表の確認」とあるのは、「附則第2条において準用する第6条」と、同様式及び第三号様式中「有害物質一覧表の確認」とあるのは、「相当確認」と、第三号様式中「有害物質一覧表確認申請書」とあるのは、「相当確認申請書」とあるのは、「相当証書交付申請書」と、「第7条」とあるのは、「附則第2条において準用する第7条」と、第七号様式中「有害物質一覧表確認証書交付申請書」とあるのは、「相当証書交付申請書」と、「第12条第1項」とあるのは、「附則第2条において準用する第12条第1項」と、第九号様式中「有害物質一覧表確認証書再交付申請書」とあるのは、「相当証書書換申請書」と、「第17条第1項」とあるのは、「附則第2条において準用する第17条第1項」と、第十号様式中「有害物質一覧表確認証書書換申請書」とあるのは、「相当証書書換申請書」と、「第18条」とあるのは、「附則第2条において準用する第18条」と読み替えるものとする。

項の相当証書の有効期間について準用する。この場合において、同条第二項中「法第四条第五項」とあるのは「前項」と、同項から同条第四項までの規定中「確認対象船級船」とあるのは「相当確認対象船級船」と、同条第二項第二号及び第四項中「船級協会」とあるのは「相当確認船級協会」と、同条第三項中「第八条第一項」とあるのは「附則第二条の規定により準用する第八条第一項」と、同項及び同条第四項中「法第四条第五項」とあるのは「第一項」と、同条第三項及び第五項中「更新確認」とあるのは「相当更新確認」と読み替えるものとする。
（有害物質一覧表確認証書とみなされない事由）
第五条 法附則第五条第三項の国土交通省令で定める事由は、船舶安全法施行規則第十九条第一項又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

とあるのは「相当証書有効期間延長申請書」と、「第14条第4項」とあるのは「附則第三条第2項において準用する第14条第4項」と読み替えるものとする。

第四条 相当更新確認等の結果法附則第五条第二項の規定による相当証書の交付を受けることができる船舶であつて、当該相当更新確認等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の相当証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該相当更新確認等に係る相当証書の交付を速やかに受けられることができなかつたものについては、従前の相当証書の有効期間は、附則第二条において準用する第十三条の規定にかかるらず、当該相当更新確認等に係る相当証書が交付される日又は従前の相当証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの間とする。

第十五条第二項から第五項までの規定は、前項の相当証書の有効期間について準用する。この場合において、同条第二項中「法第四条第五項」とあるのは「前項」と、同項から同条第四項

る額)とする。

2 外国において相当確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円(相当初回確認を受ける場合は、四十八万五千一百円)を加算した額とする。

3 前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書(第十九号様式)に貼って納付しなければならない。

(相当確認に係る船級協会の登録の申請等)

第七条 第三十九条から第四十二条まで及び第四十四条の規定は法附則第六条第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会が行う同条第二項の相当確認について準用する。この場合において、第三十九条の見出し中の「有害物質一覧表の確認」とあるのは「相当確認」と、同条及び第四十条中「法第三十条第三項」とあるのは「法附則第六条第三項において準用する法第三十条第三項」と、第四十二条中「船級協会登録簿」と、「確認業務」とあるのは「相当確認船級協会登録簿」と、「確認業務」とあるのは「相当確認

と、第十三条中「更新確認」（一）とあるのは「相
当更新確認」（一）と、「更新確認に」（一）とあるのは
「相当更新確認に」（一）と、同条及び第十六条中
「（二）」（二）とあるのは「（二）」（二）とす
ることとする。

三 國際航海に從事しない船舶が、相當証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

法律の規定に基づく船舶の設備等に関する規則第十五条第一項に規定する改造又は修理であつて、有害物質一覧表に記載した有害物質の量によつて、行つたもの。

(手稿)

第六条 定すは相
請を定める技術
手数の額相当外
の額相当前三百二
式(相当)前三百二
第七条 第十四
る登会がる。有
害な認項」準用
「船級協会當確
相當のは四條
える(權限)
う。國第八條
相當知附則別
認

三初回確
トントン数
トントン数
トントン数

附 則		附則別表第二(附則第六条関係)									
令和元年六月二八日国土交通省 省令第四七号)抄		相当確認船	相当臨時確認又は相当確認船の更新確認	相当初回確認	相当再交付又は書換え	相当証書の交付	相当船に係る相当証書の更新確認	相当臨時確認又は相当確認船の更新確認	相当船に係る相当証書の更新確認	相当臨時確認又は相当確認船の更新確認	相当船に係る相当証書の更新確認
相当証書の交付	相当証書の再交付又は書換え	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
相当証書の交付	相当証書の再交付又は書換え	4,150	3,250	500	47,000	180,000	満05,000	満05,000	3,450	700	3800
				079,600	05,000	134,000	05,000		079,800	05,000	300

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月二十九日国土交通省
令第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。ただし、第二条及び附則第九十条の規定
は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する
法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日
（令和七年六月二十六日）から施行する。

承認等		別表第五				別表第四				別表第三(第四十七条関係)				別表第八条の規定による初回確認に相当する確				臨時確認又は更新確認	
		認又の承認等		法第十七条		承認等		認又の承認等		法第十七条		承認等		認相当する確		規定期による更新確認に		法第八条の規定による初回確認に相当する確	
金額 (円)	(トントン数)	(第四十七条関係)		金額 (円)	(トントン数)	(第四十七条関係)		金額 (円)	(トントン数)	(第四十七条関係)		金額 (円)	(トントン数)	(第四十七条関係)		金額 (円)	(トントン数)	(第四十七条関係)	
0 4 0 0 3	0 5 未満 0 0	0 8 0 7, 5	0 5 未満 0 0	0 8 0 0 1	0 5 未満 0 0	0 8 0 7, 7	0 5 未満 0 0	0 8 0 0 3	0 5 未満 0 0	0 8 0 7, 7	0 5 以上 0 0	0 8 0 4 1	0 5 以上 0 0	0 8 0 0 3	0 5 以上 0 0	0 8 0 7, 0	0 5 以上 0 0	0 8 0 4 1	0 5 以上 0 0
0 6 0 5 2	0 5 以上 0 0	5 1 0 4 0 1,	0 5 以上 0 0	1 0 0 0 4	0 5 以上 0 0	7 1 0 4 1	0 5 以上 0 0	3 1 0 3 4	0 5 以上 0 0	5 1 0 4 0	0 5 以上 0 0	0 8 0 7 0	0 5 以上 0 0	5 1 0 4 0	0 5 以上 0 0	0 8 0 7 0	0 5 以上 0 0	0 8 0 4 1	0 5 以上 0 0

		別表第六 (第四十七条関係)		別表第七 (第四十七条関係)		別表第八 (第四十七条関係)	
		承認等		又は確認の承認		又は確認の承認	
		金額 (円)	総トン数 (トン数)	金額 (円)	総トン数 (トン数)	金額 (円)	総トン数 (トン数)
交付又は書換え	再資源化解体準備証書の再交付又は書換え	0 4 7 , 0 0	0 5 , 0 未満	0 4 0 , 0 0	0 5 , 0 未満	0 4 7 , 7	0 5 , 0 未満
交付又は書換え	有害物質一覧表確認証書の再交付又は書換え	0 7 2 , 0 0	0 5 , 0 以上	0 6 5 , 0 0	0 5 , 0 以上	0 7 2 , 6	0 5 , 0 以上
交付又は書換え	資源化解体準備証書の再交付又は書換え	4	4	3	3	4	4
交付又は書換え	有害物質一覧表確認証書の再交付又は書換え	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円	3 5 0 円
交付又は書換え	承認等対象船級船に係る再交付又は書換え	1 5 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円
交付又は書換え	確認対象船級船に係る有害物質一覧表確認証書の交付	4	4	3	3	4	4

第一号様式（第五条関係）

第一回模式（長文合規式）	13
Inventory of Manuscripts Received 六年各書類一覽表	
Periodical No. 6	
收集書類名目及件數 Description of Books & Number of Items	
Date of Receipt Date of Rec'd	
地點 Place of Rec'd	
人名 Name of Person	
著者 Name of Author	
稿件題名 Title of Manuscript	
附註 Note	
稿件序號 No. of Manuscript	
稿件來源 Source of Manuscript	
稿件存期 Date of Receipt	
稿件件數 Number of Items	

第二号様式（第六条關係）

第三号様式（第七条關係）

第四号様式（第八条関係）

第五号様式（第八条関係）

第五項(續)(第八項填寫)	第五項(續)(第八項填寫)
Section 5 (Continuation of Column 8 - Further Information Relating to Section 8)	
<p>1. 本公司之總經理姓名及地址</p> <p>2. 公司之總經理姓名及地址</p> <p>3. 公司之總經理姓名及地址</p>	
<p>4. 公司之總經理姓名及地址 The name and address of the chairman should be in conformity with the following statement:</p> <p>本公司 姓名 _____ 地址 _____</p> <p>5. 公司之總經理姓名及地址</p>	
<p>6. 公司之總經理姓名及地址</p> <p>本公司 姓名 _____ 地址 _____</p>	
<p>7. 公司之總經理姓名及地址 The name and address of the chairman should be in conformity with the following statement: 姓名 _____ 地址 _____</p>	
<p>8. 公司之總經理姓名及地址 The name and address of the chairman should be in conformity with the following statement: 姓名 _____ 地址 _____</p>	

第六号様式（第十一条関係）

第七号様式（第十二条関係）

第七号様式（第十二条様式）（令光復令六〇四、令二四〇次九、一部改定）
有啓物質一覽密函證正函交付申請書

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A判4版とすること。
2 総トン数の欄には、法第2条第2項の規定による総トン数を記載すること。

第八号様式（第十四条関係）

第五号様式(第1回公募式)		第1回公募式の開催日(西暦) 年月日
審査委員会の開催日(西暦) 年月日		
年 月 日		
被選考者名		
長氏名と本籍地名		
年齢		
性別		
國籍又は支那領事館に於ける在留登録番号(或は日本に於ける在留登録の届出番号)及第4項の規定により、次の如きを記入せよ。		
勤	名	相 手 姓
勤務場所の名称 勤務場所の所在地 勤務場所の所在都道府県 勤務場所の所在市町村 勤務場所の所在番地		
正 勤 番 号		
監督の勤務時間		
雇用予定期間		
賃 賃		

260 關經年山中水陸、日本空襲切掛 430 (EPC) 由 Y. S.

第九号様式（第十七条関係）

第九回(第十九回) 〔新刊〕(新刊)〔新刊〕(新刊)	
当書は一書を四回に分けて販売する	
年月日	
規	
長氏名を各欄に記入せよ 姓の右側に「 <u>姓</u> 」 名の左側に「 <u>名</u> 」	
注記: 本登録は新規登録の場合は、既存登録者登録番号(即ち登録番号)を記入して下さい。既存登録者登録番号を記入する場合は、既存登録者登録番号欄に記入して下さい。	
姓	名
新規登録の場合は、 既存登録者登録番号 を記入する場合は、 既存登録者登録番号	
郵便番号	郵便番号
登録の年月日	登録の年月日
登録の文書番号	登録の文書番号
連絡用	連絡用
連絡用	連絡用

(イ) 1 用紙の大きさは、日本文部省規格A列4版とすること。
 2 不要な文字は、削消すこと。
 3 総トン数の欄には、法第2条第2項の規定による総トン数を記載すること。

With my House shell, as described with sufficient detail in the Annex to the Contract, the original or revised
version:
Draft the parts list
for the parts off
N.B.
Solemnly

Opinion of each returning officer	
G-5	
Baron	
CPT	
PHM	
	(Signature)

第十五号様式（第三十一条関係）

第十五号様式（第三十一条関係）（昭和二十九年八月二日付の内規第一般第三項）
再審別解決書提出書類年次提出書類

年 月 日

附

氏名又は会社名
及び住所とことり
その代表者の氏名

国土交通省郵便局の再審別解決書の真正性を実現に関する法律施行規則による

第十五条により、次のとおり申陳します。

姓 名	姓 種 号
郵便局長の氏名 及び住所とことり その代表者の氏名	郵便局長の姓 種 号
郵便局次長の氏名 及び住所とことり その代表者の氏名	郵便局次長の姓 種 号
監査の署名	監査の署名
監査の年月日	監査の年月日
監査の交付者	監査の交付者
用紙の大きさ	用紙の大きさ
備 考	備 考

(注) ① 用紙の大きさは、日本郵便規格A4紙とすること。
② 監査の署名は、法務省監査課長の印とすること。

第十六号様式（第三十三条関係）

第十六号様式（第三十三条関係）（昭和二十九年八月二日付の内規第一般第三項）
再審別解決書提出書類年次提出書類

年 月 日

附

氏名又は会社名
及び住所とことり
その代表者の氏名

国土交通省郵便局の再審別解決書の真正性を実現に関する法律施行規則による

第十五条により、次のとおり申陳します。

姓 名	姓 種 号
郵便局長の氏名 及び住所とことり その代表者の氏名	郵便局長の姓 種 号
監査の署名	監査の署名
監査の年月日	監査の年月日
監査の交付者	監査の交付者
用紙の大きさ	用紙の大きさ
備 考	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本郵便規格A4紙とすること。

第十七号様式（第三十四条関係）

第十七号様式（第三十四条関係）（昭和二十九年八月二日付の内規第一般第三項）
再審別解決書提出書類年次提出書類

年 月 日

附

氏名又は会社名
及び住所とことり
その代表者の氏名

国土交通省郵便局の再審別解決書の真正性を実現に関する法律施行規則による

第十五条により、次のとおり申陳します。

姓 名	姓 種 号
郵便局長の氏名 及び住所とことり その代表者の氏名	郵便局長の姓 種 号
監査の署名	監査の署名
監査の年月日	監査の年月日
監査の交付者	監査の交付者
用紙の大きさ	用紙の大きさ
備 考	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本郵便規格A4紙とすること。

第十八号様式（第三十五条関係）

第十八号様式（第三十五条関係）（昭和二十九年八月二日付の内規第一般第三項）
再審別解決書提出書類年次提出書類

年 月 日

附

氏名又は会社名
及び住所とことり
その代表者の氏名

国土交通省郵便局の再審別解決書の真正性を実現に関する法律施行規則による

第十五条により、次のとおり申陳します。

姓 名	姓 種 号
郵便局長の氏名 及び住所とことり その代表者の氏名	郵便局長の姓 種 号
監査の署名	監査の署名
監査の年月日	監査の年月日
監査の交付者	監査の交付者
用紙の大きさ	用紙の大きさ
備 考	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本郵便規格A4紙とすること。

第十九号様式（第四十七條、附則第六条関係）
平成XX年XX月XX日
附
申請求の元又は
旨及び社名
下記の申請について承認を願けします。
記

- 1 申請事項
- 2 会員登録
- 3 請求書

□ 決定書
□ 依頼書

(注) 用紙の大きさは、日本表葉規格A4をとること。